

概要

審査請求人に発症した「急性心筋梗塞」は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○会社の代表取締役で中小事業主等の特別加入者であるが、平成○年○月○日、会社事務所で作業中に胸痛が出現し、○病院へ搬送され、「急性心筋梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

本件疾病を発症したのは業務中であることから、業務上の災害として認められるべきである。

3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと認められる。
- (2) 発症直前から前日までの間において、発生状況を時間的及び場所的に明確にしうる異常な出来事に遭遇したものと認められない。
- (3) 短期間の過重業務について
当該事業場には労働時間数を客観的に証明できる資料は認められない。請求人の労働時間については、特別加入申請書別紙に午前8時30分から午後5時30分（休憩時間は正午から午後1時）までと記載されている。
よって、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 長期間の過重業務について
当該事業場には労働時間数を客観的に証明できる資料は認められない。請求人の労働時間については、特別加入申請書別紙に午前8時30分から午後5時30分（休憩時間は正午から午後1時）までと記載されている。
よって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (5) 請求人の基礎疾患
請求人は平成○年○月から糖尿病の治療を受けている。
- (6) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発症したものと認められる。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 請求人が早朝及び深夜の時間帯にも作業等を行っていたことは、請求人及び請求人の妻の申述にあるが、特別加入者について業務遂行性が認められるのは、①特別加入申請書別紙の業務内容欄に記載された所定労働時間内において特別加入の申請に係る事業のためにする行為、②労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合、③①又は②に接続して行われる業務を特別加入者のみで行う場合等である。本件において、請求人の発症前6か月間において労働者の労働時間にかかる資料が存在しないため、当審査官としては請求人の労働時間を特別加入申請書別紙に記載された時間帯のみ労働時間として評価し、発症前6か月間の時間外労働時間は各月とも0時間と判断した。
したがって、発症前の短期間に、特に過重な業務に従事した事実は認められない。
また、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に従事した事実も認められない。
- (4) 以上のことから、請求人に発症した本件疾病は、業務上の事由によるものと認めることはできない。